

掛川市条例第25号

掛川市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月23日

掛川市長

(別紙)

掛川市議会委員会条例の一部を改正する条例

掛川市議会委員会条例（平成17年掛川市条例第208号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
(出席説明の要求) 第21条 委員会は、審査又は調査のため、市長、教育委員会の <u>委員長</u> 、選挙管理委員会の委員長、公平委員会の委員長、農業委員会の会長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は囑託を受けた者に対し、説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てしなければならない。	(出席説明の要求) 第21条 委員会は、審査又は調査のため、市長、教育委員会の <u>教育長</u> 、選挙管理委員会の委員長、公平委員会の委員長、農業委員会の会長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は囑託を受けた者に対し、説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てしなければならない。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。